



秋田県消防広域化推進計画



令和2年6月

秋 田 県

目 次

第 1	市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	広域化の背景及びこれまでの経緯	
2	本計画の位置づけ及び計画期間	
第 2	市町村の消防の現況と将来見通し	・ ・ ・ ・ ・ 4
1	市町村の消防の現況	
2	市町村の消防の将来見通し	
第 3	消防の連携・協力の推進	・ ・ ・ ・ ・ 11
1	連携・協力の必要性	
2	連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果	
第 4	将来の広域化のあり方	・ ・ ・ ・ ・ 13
1	広域化の必要性	
2	広域化のメリット	
3	広域化の方向性及び進め方	
4	広域化の推進に係る留意事項	
第 5	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置	・ ・ ・ ・ ・ 16
1	広域化を推進するための体制	
2	県の支援	
第 6	広域化後の円滑な運営の確保	・ ・ ・ ・ ・ 17
1	広域化後の消防の体制の整備	
2	構成市町村等間の関係	
3	広域化後の消防体制整備のための方策	
第 7	市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保	・ ・ ・ ・ ・ 19
1	消防団との連携の確保	
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	
3	医療機関等との連携の確保	
第 8	おわりに	・ ・ ・ ・ ・ 21
1	計画のまとめ	
2	計画期間中に取り組む事項	
3	計画の進行管理等	
	資料編	・ ・ ・ ・ ・ 23

第 1 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 広域化の背景及びこれまでの経緯

(1) 広域化の背景

①消防を取り巻く環境の変化

消防は、県民にとって最も基礎的、かつ、重要な行政の役割の一つであり、県民の生命・身体及び財産を守るという責務を将来にわたり全うしていかねばなりません。近年、災害の大規模化・頻発化やNBC災害をはじめとした災害の多様化、高度な救急・救命業務に対する期待の高まり、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化してきています。消防はこれらの環境の変化に対応しながら、その役割を果たしていくために必要な消防力を確保していかなければなりません。

②人口の減少

本県の人口は、非常に速いペースで減少を続けており、令和元年(2019年)10月1日には、約96万5千人となっていますが、今後、さらに減少が進み、令和27年(2045年)には、およそ60万人にまで減少するものと推計されています。これに伴い、消防本部の管轄人口も減少を続け、ますます消防本部の小規模化が進むとともに、市町村の行財政運営も一層厳しくなることが予想されています。

③小規模消防本部の体制

管轄人口の少ない小規模な消防本部では、出動体制や施設設備の確保等に限界があり、組織運営や財政基盤の面でも厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分とはいえません。これを克服し、将来にわたって消防の責務を果たしていくため、消防力の維持・強化を図っていくことが必要となっています。

(2) 消防組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定

国では、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の維持・強化を図ることが必要であるとし、平成18年に、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設を内容とする消防組織法の改正及びこれに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)の策定を行いました。

この中で、都道府県は、平成19年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、平成24年までに広域化を実現することとされました。その後、平成25年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成30年4月1日に延長されました。

（３）広域化に関する基本指針の改正

こうしたことを受け、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、国では、平成 30 年 4 月、管轄人口 10 万人未満の小規模な消防本部が全体の 6 割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として克服されていないとし、基本指針の改正を行いました。

この中では、消防の広域化を推進し小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要であり喫緊の最重要課題となっているとされ、広域化の推進期限を令和 6 年 4 月 1 日に延長したうえで、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることとされました。

（４）市町村の消防の連携・協力

国は、平成 29 年 4 月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。

また、平成 30 年 4 月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めること、及び連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期限を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日とすることなどを内容とする指針の改正を行いました。

（５）本県におけるこれまでの取組

本県では、平成 20 年 3 月に「秋田県消防広域化推進計画」を策定し、この中で 13 消防本部から 7 消防本部への広域化を目標に掲げ、2 回の計画年度を通して消防の広域化の推進に取り組み、対象となった地域において協議が行われてきました。

しかしながら、広域化後の消防の運営方式や経費負担等の課題が解消されず、広域化は実現しませんでした。

【前回計画に基づく広域化が進まなかった主な理由】

■ 広域化のメリットについて

- ・ 同時に検討を進めていた消防無線のデジタル化が完了してしまうなど、広域化のメリットが見出せない。
- ・ 広域化後の管轄では、山（沢）を越えて出動しなければならないケースが想定されるなど、具体的メリットが感じられない。

■ 広域化後の運営方式について

- ・一部事務組合方式はコスト（議会費、事務局費）がかかるのではないかな。
- ・一部事務組合方式ではなく、行政の簡素化、費用、意思決定の迅速性の観点から事務委託方式とすべき。
- ・事務委託方式では、委託側市町村（首長）の意向が反映されにくく、一部事務組合方式とすべき。

■ 広域化後の負担金について

- ・広域化前よりも負担金が増額となる市町村がある。
- ・一部の消防本部の庁舎老朽化に伴う建て替え費用等について、既に建て替えていた他の構成市町村において、更なる負担が必要となる。

2 本計画の位置づけ及び計画期間

（１）本計画の位置づけ

市町村の消防が、将来にわたり県民の安全・安心を守るための消防力の維持・強化を図るためには、消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、県は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について積極的な役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的にこの計画を策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和６年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

（２）本計画に定める事項

本計画では、消防の広域化を計画的かつ円滑に進めるため、消防組織法第 33 条に基づき、次の事項について定めるものとします。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ 広域化対象市町村の組合せ
- ④ 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な事項
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

（３）計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

第2 市町村の消防の現況と将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 現在の消防体制

本県の消防は、昭和23年の消防組織法の施行と同時に、秋田市、大館市、横手市、角間川町、24年に本荘市、角館町、六郷町、男鹿市、五城目町、能代市、25年に湯沢市、30年に鷹巣町で消防本部が設置されました。その後、一部事務組合方式や事務委託方式により消防の広域化が進められ、現在では、13消防本部（単独7「事務委託1を含む」、一部事務組合6）が設置され、全ての市町村において常備消防体制が確立されています。

各消防本部の管轄人口は、30万人以上が1消防本部、10万人以上30万人未満が1消防本部、10万人未満の消防本部が11消防本部（うち5万人未満が5消防本部）であり、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が多数を占めています。管轄面積は、それぞれ約121km²から2,128km²となっており、平均では約893km²となっています。（表1）

消防吏員数については、平成31年4月1日現在、全ての消防本部の合計で2,032人となっています。5消防本部で消防吏員数が100人を下回っており、このうち1消防本部では50人以下となっています。

これらを消防吏員1人当たりで見ると、管轄面積は約5.7km²、管轄人口はおおよそ500人となっています。

表1 県内消防本部の概要

消防本部	設置年月	管轄人口(人)	管轄面積(km ²)	消防吏員数(人)
秋 田 市	昭和23年3月	312,374	906.07	424
横 手 市	昭和47年4月	91,743	692.80	169
大 館 市	昭和48年4月	73,632	913.00	120
由 利 本 荘 市	平成17年3月	78,505	1,209.59	185
北 秋 田 市	昭和47年5月	35,212	1,409.48	94
に か ほ 市	平成17年10月	25,146	241.13	60
五 城 目 町	昭和24年9月	9,524	214.92	29
湯沢雄勝広域市町村圏組合	昭和46年4月	64,276	1,225.38	156
能代山本広域市町村圏組合	平成18年3月	82,094	1,191.20	209
大曲仙北広域市町村圏組合	昭和47年4月	129,988	2,128.67	286
鹿角広域行政組合	平成6年6月	36,839	909.22	90
男鹿地区消防一部事務組合	昭和48年6月	53,434	452.64	147
湖東地区行政一部事務組合	昭和46年4月	22,290	121.24	63
合 計		1,015,057	11,615.34	2,032

※管轄人口は平成30年1月1日現在、管轄面積は平成29年10月1日現在、消防吏員数は平成31年4月1日現在
出典：消防年報（総務省消防庁）、消防防災・震災対策現況調査（総務省消防庁）、住民基本台帳人口（総務省）

本県の消防力を国が定める消防力の整備水準である「消防力の整備指針」に照らした施設設備等の充足率で見ると、消防車両については、消防ポンプ自動車（署所管理分）100%、はしご自動車 84.6%、化学消防車 88.9%、救助工作車 94.4%、救急自動車 100%となっているほか、消防水利 70.1%、消防職員 75.6%となっています（表 2）。

表 2 消防力の整備水準

項 目	消防ポンプ 自 動 車	はしご 自動車	化 学 消防車	救 助 工作車	救 急 自動車	消防水利	消防職員
整備済	106 台	11 台	16 台	17 台	76 台	18,929 基	2,046 人
充足率	100.0%	84.6%	88.9%	94.4%	100.0%	70.1%	75.6%

出典：令和元年度消防施設整備計画実態調査（総務省消防庁）

各市町村の消防活動に係る経費である消防費歳出決算額は、平成 29 年度の全ての市町村の合計額でおよそ 224 億円となっており、近年、ほぼ横ばいに近い状況となっています。これを、住民 1 人当たりの金額で見ると、全ての市町村の平均で約 22 千円となっており、市町村別では、約 11 千円から約 77 千円と大きな開きがあります（表 3）。

表 3 市町村の歳出消防費決算額（平成 29 年度）

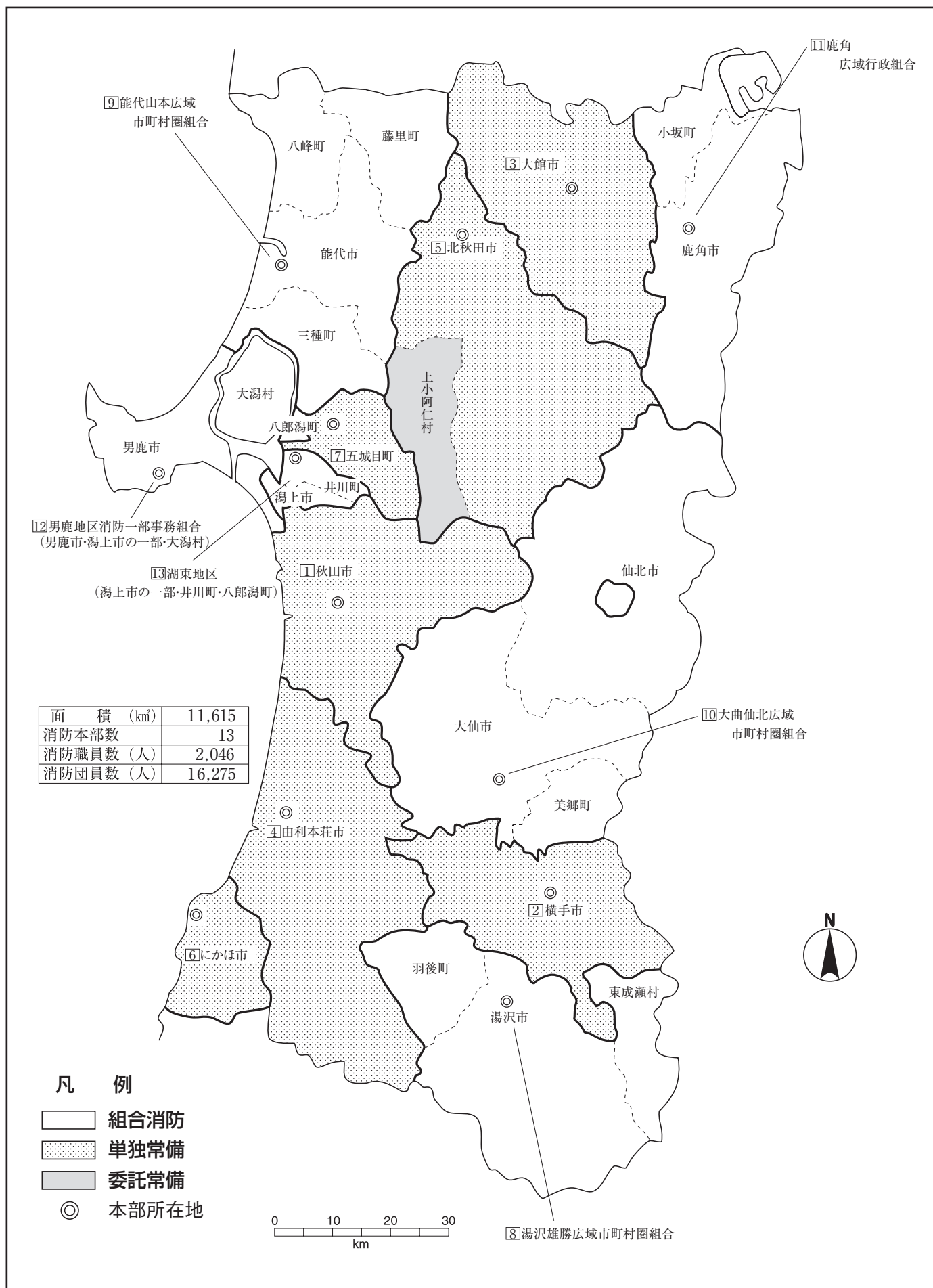
市 町 村	決 算 額 (千円)	住民1人当たり (円)	市 町 村	決 算 額 (千円)	住民1人当たり (円)
秋 田 市	3,610,512	11,603	小 坂 町	166,261	32,741
能 代 市	1,156,430	21,878	上小阿仁村	123,925	55,250
横 手 市	1,840,611	20,585	藤 里 町	134,452	41,938
大 館 市	1,115,803	15,457	三 種 町	759,641	46,498
男 鹿 市	879,528	32,406	八 峰 町	272,685	38,983
湯 沢 市	1,225,772	27,347	五 城 目 町	343,839	38,090
鹿 角 市	720,568	23,310	八 郎 潟 町	174,806	29,714
由利本荘市	2,010,540	25,867	井 川 町	146,716	30,649
潟 上 市	889,404	27,338	大 潟 村	151,526	49,357
大 仙 市	2,720,177	33,833	美 郷 町	793,497	40,565
北 秋 田 市	1,079,505	33,828	羽 後 町	316,041	21,554
に か ほ 市	560,053	22,905	東 成 瀬 村	199,531	77,942
仙 北 市	1,087,244	41,134	合 計	22,479,067	22,583

出典：市町村別決算状況（総務省）、秋田県の人口と世帯（秋田県）

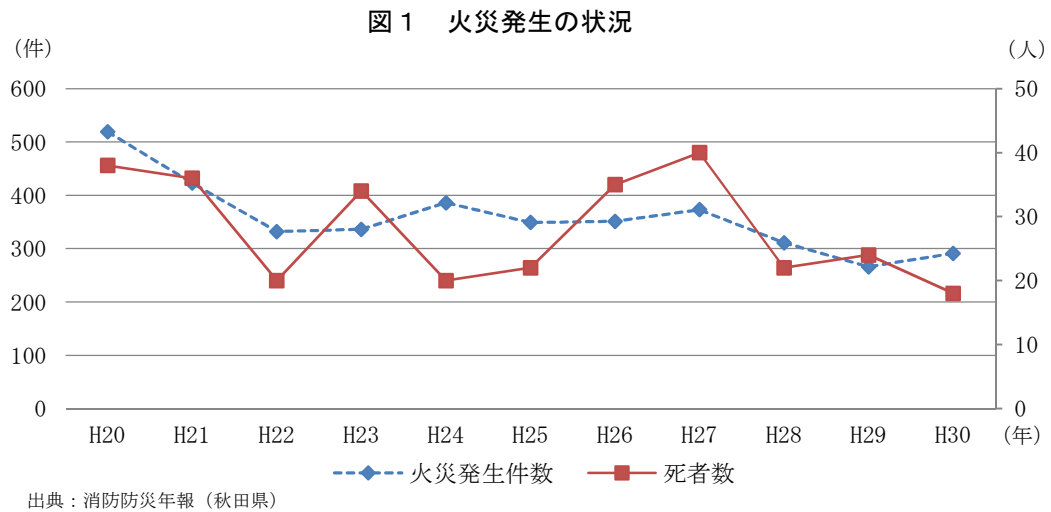
（2）消防需要の動向

火災発生件数について、平成 30 年は 291 件であり、平成 20 年に比較しておよそ 44%減少するなど、近年、減少傾向にあります。

秋 田 県 内 消 防 状 況 図



また、火災による死者数は、平成 30 年は 18 人となっており、平成 20 年と比較しておよそ 53%減少しています（図 1）。



救急出動件数について、平成 30 年の出動総数は 41,205 件となっており、平成 20 年に比較しておよそ 16%増加しています。このうち、最も大きな割合を占める急病による出動件数は、平成 30 年で 28,169 件であり、平成 20 年に比較しておよそ 19%増加しています。

救急搬送者数について、平成 30 年の搬送者総数は 38,665 件となっており、平成 21 年に比較しておよそ 18%増加しています。このうち、65 歳未満の搬送者数が概ね横ばいである一方で、65 歳以上の搬送者数がおよそ 31%増加しています。

救助出動件数について、平成 29 年は 660 件となっており、平成 20 年以降ほぼ横ばいとなっています（図 2、図 3）。

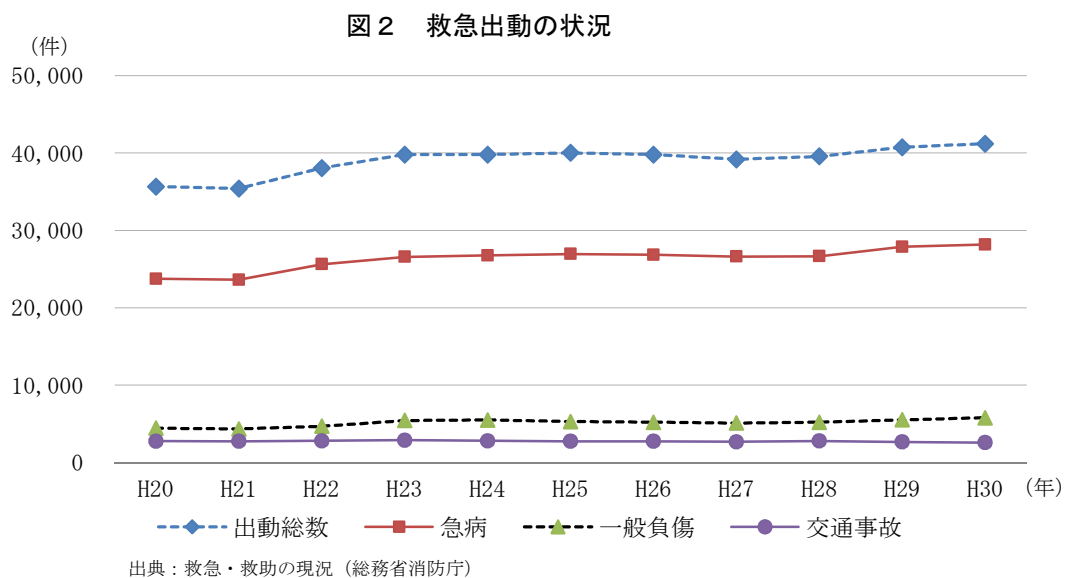
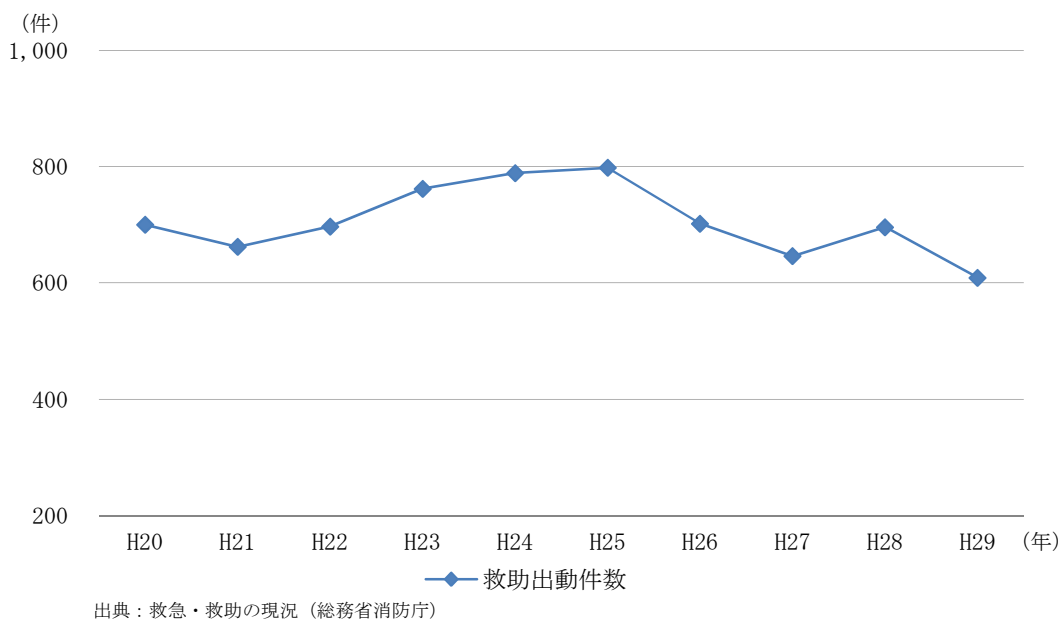


図3 救助出動の状況



（3）消防需要の多様化への対応

近年、大規模災害の発生時に広域的な救助活動などを行う緊急消防援助隊としての出動機会が増加しているほか、平成24年から開始したドクターヘリの運航への対応など、災害の大規模化・激甚化や社会環境の変化、住民ニーズの多様化などを受けた様々な消防需要への対応が求められています。

2 市町村の消防の将来見通し

（1）人口の減少と高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口（平成30年推計）」によると、本県の人口は、平成29年（2017年）に比較して、令和12年（2030年）にはおよそ21%、令和27年（2045年）にはおよそ42%減少するものと推計されており、管轄人口がおよそ59%減少する消防本部もあります（図4、図5）。

図4 秋田県の推計人口

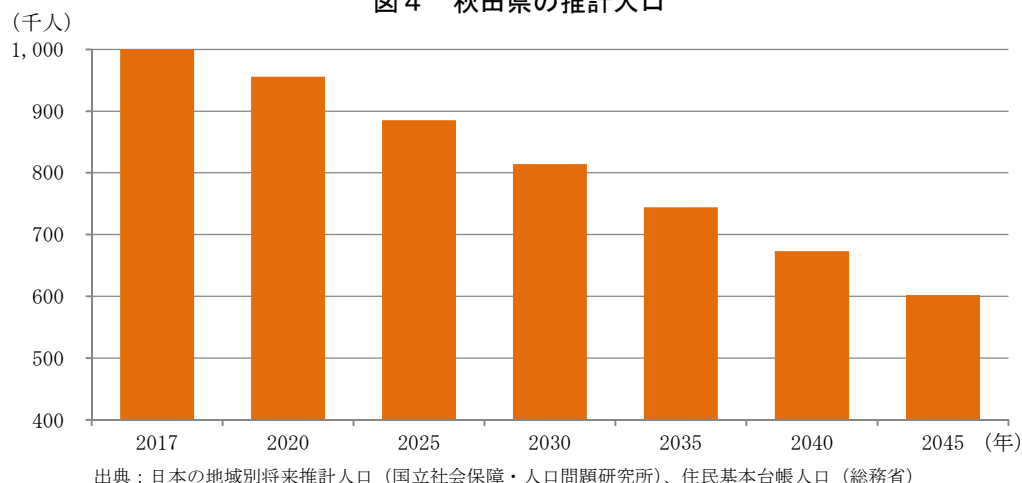
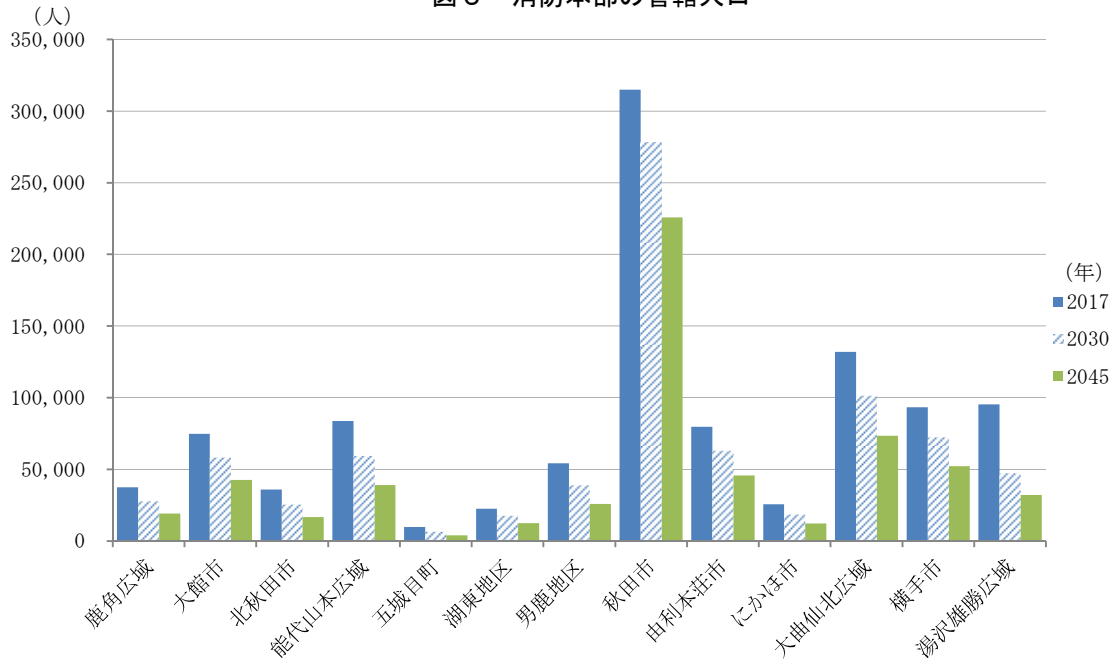


図5 消防本部の管轄人口

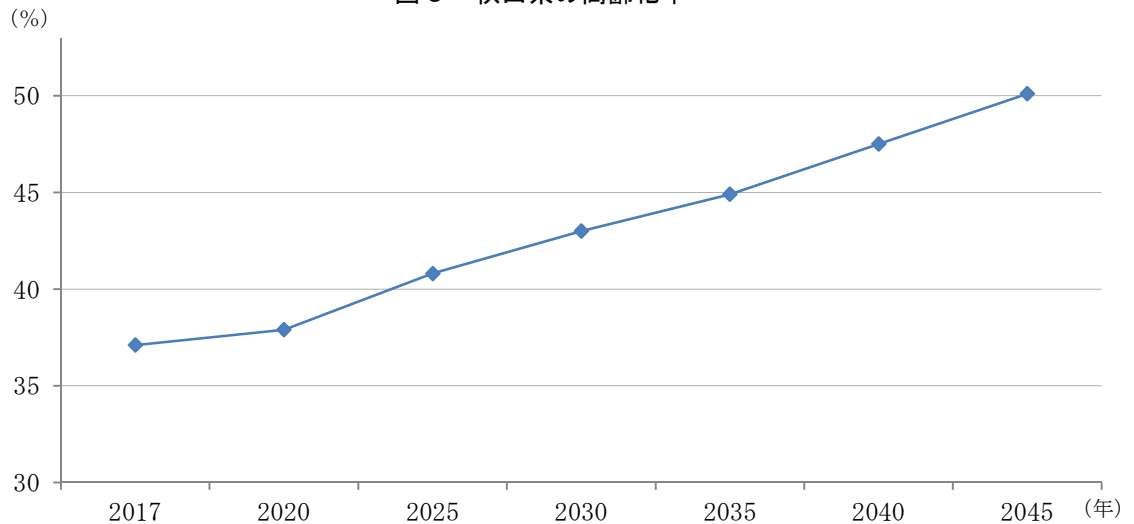


出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）、住民基本台帳人口（総務省）

また、本県の高齢化率は、令和元年（2019年）7月1日現在で37.1%となっています。市町村別では、既に14の市町村で高齢化率が40%を超え、うち2つの町村では50%を上回っています。今後、高齢化は一層進展し、令和27年（2045年）には、本県の高齢者の割合は50.1%になるものと推計されています（図6）。

高齢化の進展により、一般に搬送率が高いとされる高齢者を中心に、救急搬送に対する需要が引き続き高まるほか、災害時要配慮者の増加などを通じて災害対応の一層の充実が求められる一方で、近い将来、高齢者数も減少に転じることが予想されており、こうした需要も徐々に減少していくものと考えられます。

図6 秋田県の高齢化率



出典：秋田県の人口と世帯（秋田県）、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）、住民基本台帳人口（総務省）

（２）厳しさを増す財政状況

人口の減少は、市町村財政にも大きな影響を与えるものと考えられています。地方交付税は市町村の主要な財源の一つですが、この算定の基礎となる消防費に係る基準財政需要額について、令和 27 年（2045 年）の推計人口に基づく試算では、平成 29 年度の基準財政需要額に比較し、全ての市町村の合計額で 42.7% 減少し、いくつかの市町村では 50% を上回る減少となるなど、かつてない厳しい財政状況になることが見込まれます。＊

※平成 29 年度の普通交付税需要算定式に基づき、社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を用いて推計

（３）消防力の維持・強化の必要性

災害の大規模化・頻発化、ＮＢＣ災害やテロなどを含む災害の多様化、住民ニーズの多様化、高度な救急救命業務に対する期待の高まりに应运えていくため、消防の役割はますます重要になり、高度で専門的な対応と消防体制の一層の強化が求められるものと考えられます。

人口の減少や高齢化の進展により、市町村の財政運営が一層厳しくなることが予想される中、住民の生命・身体、財産を守る消防の責務を果たしていくためには、10～20 年後の消防の姿を見通し、消防の広域化や連携・協力を通じた消防力の維持・強化のための方策を検討していく必要があります。

第3 消防の連携・協力の推進

1 連携・協力の必要性

人口減少の進行など社会経済状況が変化するとともに、災害が大規模化・頻発化、多様化する中で、必要となる消防力を維持・強化するためには、複数の消防本部間の連携・協力を推進することが重要です。

国においても、広域化の実現におお時間を要する地域では、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果があるとしており、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、消防力を確保・充実していくため、連携・協力を推進することが必要であるとしています。

このため、本県においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるものであるとの認識の下、地域の実情に応じて、できることから連携・協力を積極的に推進することが必要となっています。

2 連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果

(1) 連携・協力の内容や対象となる市町村

連携・協力は、災害の特性や消防需要、地形の状況など、地域の実情に応じて、その実施内容や方法を検討していくことが重要です。

連携・協力の具体的な内容としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両の共同整備、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見直し等による消防力の強化などが挙げられます。

とりわけ、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化につながる効果が特に大きいことから、実施に向けた準備を進めるとともに、その他の連携・協力と合わせ、全ての市町村を対象に、検討・協議を進めることとします。

(2) 期待される効果

連携・協力には、災害対応能力の向上、施設整備・維持管理に係る経費の効率的な配分、人員の効率的な配置・現場要員の増強、人事交流による職員の能力や意欲の向上といった効果が期待されます。

(連携・協力の効果)

①指令の共同運用

整備・維持管理費用の節減、情報の一元的な把握、効率的な部隊運用

②消防用車両の共同整備

購入費・維持管理費の効率化、災害対応能力の向上

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力

ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上

④専門的な人材育成の推進

中核的本部が他消防本部から研修のための職員を受け入れることによる専門的な人材の育成

⑤応援計画の見直し等による消防力の強化

応援計画の見直しや訓練の共同実施、車両・資機材の配備調整による災害対応能力の強化

(3) 高機能消防指令センターの共同運用の推進

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の整備や維持管理に係る経費の節減、情報の一元的把握による効果的・効率的な応援体制の確立、いわゆる直近指令※やゼロ隊運用※などの高度な運用による効果的・効率的な部隊運用などが可能となるといった効果が期待されており、共同運用の規模が大きいほど効果が大きいとされています。

このため、国も共同運用の規模について、原則、全県一区としていることから、本県においても、共同運用の効果に係る検証等を踏まえ、段階的な実施を含め、全県一区での共同運用について協議・検討を行うものとします。

なお、各消防本部の既存の指令設備の更新時期が令和6年から令和11年頃と異なることを踏まえ、本計画の期間中に、共同運用の開始時期や整備の進め方、運営方式等について、検討・協議を行うこととします。

※直近指令

消防本部の管轄地域に関わらず、現場に最も早く到着できる隊に自動的に出動指令を行うこと。

※ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他の消防本部の隊に自動的に出動指令を行うこと。

(4) 県の支援及び連携・協力実施計画の作成

県は、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、連携・協力に係る調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

市町村が消防の連携・協力を行おうとするときは、連携・協力の円滑な実施を確保するため「連携・協力実施計画」を作成する必要があります。

第4 将来の広域化のあり方

1 広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化・大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命・身体及び財産を守る責務があります。

しかしながら、本県では、今後、更に人口減少が進み、市町村の財政状況が一層厳しくなることが予想される中で、将来にわたり、必要な消防力を維持・強化していくことが困難になることが懸念される状況にあります。

このため、行財政運営上の様々なメリットを着実に実現し、住民の生命・身体及び財産を守る消防力の維持・強化につながる広域化を推進する必要があります。

2 広域化のメリット

これまでに広域化が行われた例などによると、消防の広域化には、地域の状況に応じた消防力の維持・強化などによる、住民サービスの向上につながる、次のような効果があるとされています。

①初動消防力、増援体制の充実

広域化により、市町村の境界を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実が図られるとともに、統一的な指揮のもとで応援体制の強化を図ることが可能となる。

②現場到着時間の短縮

市町村の境界に関わらず、直近の消防隊・救急隊が現場に直行することが可能となる場合があり、現場到着時間の短縮が図られる。

③予防業務・救急業務の高度化・専門化、計画的な研修の実施

他業務との兼務が不要となることで、専任での配置・増員が可能となり、専門性の強化が図られるほか、非番出動の機会も減らすことができる。

また、旧消防本部の枠にとらわれることなく、必要な職員に幅広く研修を受けさせることが可能となるほか、小規模消防本部では困難であった研修についても、積極的に受けさせることができるようになる。

④高度な消防設備・施設等の整備

小規模な設備等については、それぞれが整備・保有しつつ、高度な車両や資機材については、共同で一元的に整備することで、設備等の高度化が図られるとともに、効率的な運用が可能となる。

⑤救急搬送における対応の統一化・標準化

消防本部によって救急搬送における対応が異なる場合には、医療機関との調整等が必要となることがあるが、広域化により対応の標準化・統一化が図られる。

3 広域化の方向性及び進め方

(1) 広域化の方向性

国の基本指針では、広域化の規模について「消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」とされており、人口減少や高齢化の進展、厳しい財政状況をはじめとした社会状況の変化、消防需要の見通し等を考慮するとともに、地理的条件やこれまでの経緯等を踏まえながら、将来にわたる消防力の維持・強化につながるスケールメリットを十分に得ることができる規模で広域化を実施する必要があります。

また、広域化は、消防署所の統廃合や消防職員の削減を目的とするものではなく、スケールメリットを効果的に実現し、消防力の維持・強化につながる形で実施されることが重要です。

本県の人口は、令和 27 年（2045 年）には約 60 万人にまで減少するものと考えられており、各消防本部の管轄人口も、現在と比較し、ほとんどの消防本部で 4～6 割減少し、2 万人未満が 5 消防本部、2 万人以上 5 万人未満が 5 消防本部となるものと考えられます。このような中で、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等を確保するためには、相当程度の規模での広域化を目指す必要があります、国では「全県一区」が理想的な消防のあり方の一つであるとしているところです。

広域化の検討に当たっては、地域の実情や連携・協力の状況、施設設備の整備・更新時期等を踏まえ、小規模消防本部においてのみならず、広域化に当たり中核となる大規模な消防本部においても、広域化のメリットの実現と懸念の解消がなされるよう、十分留意する必要があります。

(2) 広域化対象市町村の組み合わせ及び消防広域化重点地域

広域化のメリットが最も大きいとされる「全県一区」を将来のあるべき姿の一つとしながら、広域化対象市町村の組み合わせとして、全ての市町村を検討対象としますが、他の組み合わせや一部の市町村による広域化の可能性も十分考慮し、広域化の時期も含め、検討・協議を進めることとします。

また、消防広域化重点地域の指定についても、関係市町村の意見を聴きながら、その必要性を含め、検討・協議を進めることとします。

(3) 広域化の進め方

広域化については、その主体であり最終的な責任を負う市町村の意向を最大限踏まえながら、検討・協議を進めることとします。

また、円滑な広域化の推進のため、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした連携・協力の効果や進捗等について、検討・協議に反映させることとします。

4 広域化の推進に係る留意事項

(1) 広域化に対する住民等の懸念や課題

広域化については、住民等の間で、管轄区域が大きくなることにより周辺地域となり、消防力が低下したり、市町村との関係が希薄化するのではないか、また、大規模な消防本部からは消防力が流出するのではないか、といった懸念や課題が生じる可能性があります。

他県において、既に広域化を行った例では、これまで、一部地域での消防力の低下や市町村との関係の希薄化といった事実は認められていませんが、本県においてもこのような懸念や課題について、県、市町村、消防本部等が十分に検討・協議を行うとともに、これらの解消・解決につながるよう、住民等に対する丁寧な説明や情報提供等に努めるものとします。

広域化に対する懸念や課題

- ・広域化のメリットがわかりにくい。
- ・管轄エリアが広くなり、地域や住民と市町村・消防のつながりが薄れるのではないかな。
- ・地理に不案内な職員が配置されることにより、きめ細かな消防運営に支障が出るのではないかな。
- ・市町村の関係部局や消防団との連携に課題が生じるのではないかな。
- ・中核となる本部から消防力・職員が流出し、質の低下を招くのではないかな。

(2) 本県独自の事情等を勘案した効果の検証

消防の連携・協力や広域化は、地形や道路事情、人口、施設・建物の状況など本県独自の事情により、必ずしも十分な効果が見込めなかったり、デメリット生じる可能性もあります。

このため、効果の検証を行いながら、連携・協力や広域化の推進に係る検討・協議を進める必要があります。

(3) 防災や医療に係る関係機関との連携の確保

消防事務は最も基本的な住民サービスの一つであり、連携・協力や広域化を効果的かつ円滑に進めていくためには、防災や医療など幅広い関係機関との緊密な連携が必要となります。

このため、市町村の防災・国民保護担当部局や消防団、医療機関等と情報共有を図るほか、内容や進め方等の協議・検討への参画を求めるなど、必要な連携の確保を図ります。

第5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための体制

県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、市町村相互間における必要な調整及び情報提供その他の必要な援助等を行うものとされています（消防組織法第33条）。

これを踏まえ、県は、広域化の着実な実現に向け、市町村、消防本部等との協議に積極的に関与していくとともに、情報提供や普及啓発、調査研究を行うなど、広域化の実現に向けた取組を積極的に支援します。

2 県の支援

（1）住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広域化を進めるに当たっては、消防サービスの提供を受ける県民や関係機関等が、その必要性やメリットについて十分に理解し、コンセンサスを得ていくことが重要です。

このため、県の広報紙やウェブサイト等に広域化の進め方やメリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え広域化に関して説明を行うなど、広く県民等に対する情報提供、普及啓発に努めます。

（2）各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

県は、広域化の推進に関する制度や先進事例、広域化に当たっての留意事項等について、積極的に情報を収集するとともに市町村に情報提供を行い、広域化のための市町村の取組の促進を図ります。

また、県は、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応等の支援を行います。

（3）関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

県は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行う（消防組織法第33条）ほか、市町村等と共同で広域化の推進に係る協議の場を設置するとともに、積極的に協議に参画し、必要な仲介、調整等を行うこととします。

また、県は、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する要望等を行うこととします。

（4）広域化に関する調査研究

県は、必要に応じ、先進事例における広域化の効果や課題の調査、国の事業を活用した調査研究等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第6 広域化後の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要です。このためには、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項をあらかじめ定めておくことが有効であり、消防組織法では、広域化対象市町村は、消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、概ね次の事項を内容とする、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成することとされています（消防組織法第34条）。

【広域消防運営計画に定める事項】

- ①広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ②消防本部の位置及び名称
- ③市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

2 構成市町村等間の関係

広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなりますが、広域化後の運営においては、それぞれの制度内容や特徴を十分把握したうえで、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。

このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を行い、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。

3 広域化後の消防体制整備のための方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのため、広域化を行うことが決定された場合には、主として次の事項について、構成市町村等間において、十分協議のうえ、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定める必要があります。

（1）一部事務組合又は広域連合の方式による場合

- ①経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること

⑦組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

①委託料に係る基本的なルール

②災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること

③消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

第7 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、消防の広域化後も従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携を確保するため、主として次のような対応が必要となります。

- ①常備消防との一元的な連絡調整
- ②各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが重要です。

このため、広域化後の消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るため、主として次のような対応が必要となります。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などの消防本部への事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部の人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

3 医療機関等との連携の確保

消防と医療機関との連携体制は、原則として8つの二次医療圏をベースに、その中核的医療機関への搬送を中心に構築されていますが、患者の状態に応じて圏域を越えた搬送や、全県を対象とする三次救急医療機関への搬送が行われる場合もあります。

精神科救急においても、二次医療圏を越えた5精神科救急医療圏をベースに、疾病や重症度によっては圏域を越えた救急搬送が行われています。

これらの救急搬送については、「秋田県メディカルコントロール協議会」が、救急隊員の教育・研修や救急活動のプロトコルの作成等を行い、救急活動の全県的な均てん化を図っているほか、「秋田県傷病者搬送受入協議会」が、傷病者の円滑な受入に係る調整等を行っています。

一方で、地域包括ケアシステムは、二次医療圏を構成する市町村、さらにはその細分化された地域単位を前提に構築されており、介護施設から地域の中核的医療機関への救急搬送体制が整備されています。

また、災害時においても、消防と医療機関との連携が重要ですが、災害の規模によっては、二次医療圏単位の地域災害医療対策本部が立ち上がることも想定されることから、消防、地域災害医療対策本部、二次医療圏の中核的医療機関の3者間の連携も必要となっています。

このように、消防と医療機関との連携の形は、各局面において様々であり、重層的な体制となっていることから、医療圏を越えた高度な医療や生活圏内で完結する医療等、救急・災害医療に対する県民の多種多様なニーズに応じたきめ細かな救急活動の実施には、一層緊密な連携が重要となっています。

このようなことから、広域化後も救急業務の高度化と適切な搬送・受入体制を整備していくため、広域化後の消防本部と医療機関や介護施設、地域災害医療対策本部との協力関係構築のための取り組みを行う必要があります。

第8 おわりに

1 計画のまとめ

✚ この計画の位置づけ・目的

- ・この計画は、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的に策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和6年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

✚ 将来見通し等

- ・本県の各消防本部の管轄人口は、急速な人口減少により、令和27年（2045年）には、現在と比較して40～60%程度減少するものと予測されています。
- ・また、市町村の基準財政需要額も40%～50%以上減少するなど、財政状況はかつてない厳しい状況となる可能性があります。
- ・このような状況に対応し、消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化が必要となっています。

✚ 消防の連携・協力の推進

- ・消防の連携・協力について、全ての市町村を対象に、効果の検証を行いながら、地域の実情に応じて、実施内容や方法を検討します。高機能消防指令センターの共同運用についても、効果の検証を踏まえ、開始時期や進め方、運営方式等について、協議・検討を行うこととします。
- ・市町村は、検討・協議の結果に基づき連携・協力を行おうとする場合「連携・協力実施計画」の作成を行う必要があります。
- ・県は、調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

✚ 広域化の進め方

- ・広域化は、消防署所の統廃合、職員の削減を目的とするものでなく、様々なメリットの実現を通じて消防力の維持・強化を図るため行うものです。
- ・全ての市町村を対象に、広域化の組み合わせや時期、消防広域化重点地域などについて、様々な可能性を考慮し、今後、検討・協議を進めます。
- ・県は、市町村、消防本部等の協議に参画するなど積極的に関与していくほか、住民及び関係者等に対する情報提供や普及啓発、調査研究等を行います。

✚ 広域化後の円滑な運営の確保、関係機関相互の連携の確保

- ・検討・協議の結果に基づき、広域化を行う場合「広域消防運営計画」の作成を行う必要があります。
- ・広域化後の消防本部は、消防団や市町村防災・国民保護部局、医療機関、介護施設、地域災害医療対策本部との連携に取り組む必要があります。

2 計画期間中に取り組む事項

令和2年度に、市町村、消防本部等と県が共同で「秋田県消防広域化協議会（仮称）」を設置し、令和6年度までの計画期間内に、広域化に係る検討・協議を進めることとします。

○ 本県の市町村消防の将来のあり方を明らかにするため、計画期間中、次の事項に取り組めます。

- ① 消防を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえ、将来の消防のあるべき姿や広域化のメリット・デメリット等の検討・検証を行います。
- ② 高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、効果の検証等を行い、その結果を踏まえ、連携・協力のあり方や進め方等について検討・協議を行います。
- ③ 広域化の組み合わせや、広域化の時期、広域化重点地域などについて検討・協議を行います。

3 計画の進行管理等

県は、この計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。

また、この計画については、広域化対象市町村の組み合わせや消防の連携・協力の対象市町村、消防広域化重点地域の指定、または、その変更などをはじめとした検討・協議の進捗、法律・制度等の変更、その他の事情にあわせ、必要な変更を行うものとします。

資 料 編

目 次

1	県内消防本部の現況	24
2	消防力の現況	25
3	各消防本部における管轄人口の将来推計	26
4	救急出動の状況	27
5	火災発生件数	28
6	救助出動件数	28
7	市町村消防費の決算状況	29
8	市町村基準財政需要額（消防費）の状況	30
9	秋田県消防広域化検討会委員名簿	31
10	秋田県消防広域化検討会幹事会名簿	32
11	秋田県消防広域化検討会・幹事会開催状況	33
12	市町村の消防の広域化に関する基本指針	34
13	市町村の消防の連携・協力に関する基本指針	43

1 県内消防本部の現況

平成31年4月1日現在

団 体 名 称	本部設置年月 日	消防署数	分署・出張所数	消防吏員数 (人)	管内消防団数		消防団員数 (人)
						うち分団数	
秋 田 市	S23.3.7	4	10	424	1	32	1,810
横 手 市	S47.4.1	1	5	169	1	40	2,272
大 館 市	S48.4.1	1	3	120	1	40	1,034
由 利 本 荘 市	H17.3.22	2	6	185	1	8	1,610
北 秋 田 市	S47.5.1	1	4	94	2	16	730
に か ほ 市	H17.10.1	1	0	60	1	7	534
五 城 目 町	S24.9.6	1	0	29	1	9	151
湯沢雄勝広域市町村圏組合	S46.4.1	1	5	156	3	27	2,181
能代山本広域市町村圏組合	H18.3.1	4	5	209	4	54	1,494
大曲仙北広域市町村圏組合	S47.4.1	2	8	286	3	53	2,073
鹿角広域行政組合	H6.6.1	1	3	90	2	22	945
男鹿地区消防一部事務組合	S48.6.1	1	6	147	3	48	1,033
湖東地区行政一部事務組合	S46.4.1	1	2	63	2	16	408
秋 田 県 計		21	57	2,032	25	372	16,275

※消防団数、消防団員数は各消防本部の管轄市町村ごとに集計

出典：消防防災・震災対策現況調査、消防団組織概要等調査

2 消防力の現況

平成31年4月1日現在

	名称	消防ポンプ自動車(署所管理分)			はしご自動車			化学消防車			救助工作車			救急自動車			消防水利			消防職員		
		算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
1	鹿角広域行政組合消防本部	5	5	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	891	718	80.6%	107	90	84.1%
2	大館市消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1,458	1,107	75.9%	174	122	70.1%
3	北秋田市消防本部	6	6	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	1,106	657	59.4%	116	96	82.8%
4	能代山本広域市町村圏組合消防本部	13	13	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	2	66.7%	8	8	100.0%	2,383	1,777	74.6%	274	210	76.6%
5	五城目町消防本部	2	2	100.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	2	2	100.0%	227	227	100.0%	64	29	45.3%
6	湖東地区行政一部事務組合消防本部	3	3	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	609	431	70.8%	114	63	55.3%
7	男鹿地区消防一部事務組合消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%	1,421	1,286	90.5%	164	147	89.6%
8	秋田市消防本部	13	13	100.0%	3	3	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	9	9	100.0%	5,081	4,862	95.7%	518	396	76.4%
9	由利本荘市消防本部	9	9	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	3,102	2,542	81.9%	237	190	80.2%
10	にかほ市消防本部	4	4	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	436	372	85.3%	121	62	51.2%
11	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	15	15	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	11	11	100.0%	3,383	1,441	42.6%	362	286	79.0%
12	横手市消防本部	11	11	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%	4,167	2,243	53.8%	193	170	88.1%
13	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	11	11	100.0%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	2,738	1,266	46.2%	221	155	70.1%
合計		106	106	100.0%	13	11	84.6%	18	16	88.9%	18	17	94.4%	76	76	100.0%	27,002	18,929	70.1%	2,665	2,016	75.6%

出典: 令和元年度消防施設整備計画実態調査(速報値)(消防庁)

3 各消防本部における管轄人口の将来推計

	消防本部	構成市町村	管 轄 人 口 (人)												管轄面積 (km ²)	
			2018年	2020年		2025年		2030年		2035年		2040年		2045年		
					増減率		増減率		増減率		増減率		増減率			増減率
1	鹿角広域行政組合 消防本部	鹿角市	36,839	34,092	△7.46%	30,832	△16.31%	27,675	△24.88%	24,694	△32.97%	21,880	△40.61%	19,248	△47.75%	909.22
2	大館市消防本部	大館市	73,632	69,018	△6.27%	63,626	△13.59%	58,183	△20.98%	52,895	△28.16%	47,674	△35.25%	42,577	△42.18%	913.00
3	北秋田市消防本部	北秋田市	35,212	32,106	△8.82%	28,704	△18.48%	25,442	△27.75%	22,397	△36.39%	19,504	△44.61%	16,781	△52.34%	1,409.48
	上小阿仁村															
4	能代山本広域市町村圏組合 消防本部	能代市	82,094	74,686	△9.02%	66,892	△18.52%	59,422	△27.62%	52,362	△36.22%	45,522	△44.55%	39,062	△52.42%	1,191.20
	藤里町															
	八峰町															
	三種町															
5	五城目町消防本部	五城目町	9,524	8,408	△11.72%	7,413	△22.17%	6,464	△32.13%	5,579	△41.42%	4,755	△50.07%	4,010	△57.90%	214.92
6	湖東地区行政一部事務組合 消防本部	潟上市(昭和、 飯田川)	22,290	20,865	△6.40%	19,195	△13.88%	17,510	△21.45%	15,846	△28.91%	14,150	△36.52%	12,446	△44.16%	121.24
	八郎潟町															
	井川町															
7	男鹿地区消防一部事務組合 消防本部	男鹿市	53,434	48,426	△9.37%	43,595	△18.41%	38,872	△27.25%	34,348	△35.72%	29,959	△43.93%	25,805	△51.71%	452.64
	潟上市(天王)															
	大潟村															
8	秋田市消防本部	秋田市	312,374	305,681	△2.14%	292,927	△6.23%	278,379	△10.88%	262,418	△15.99%	244,726	△21.66%	225,923	△27.68%	906.07
9	由利本荘市消防本部	由利本荘市	78,505	74,398	△5.23%	68,644	△12.56%	62,857	△19.93%	57,193	△27.15%	51,506	△34.39%	45,848	△41.60%	1,209.59
10	にかほ市消防本部	にかほ市	25,146	23,000	△8.53%	20,700	△17.68%	18,462	△26.58%	16,275	△35.28%	14,144	△43.75%	12,141	△51.72%	241.13
11	大曲仙北広域市町村圏組合 消防本部	大仙市	129,988	120,954	△6.95%	111,033	△14.58%	101,358	△22.03%	92,031	△29.20%	82,614	△36.44%	73,363	△43.56%	2,128.67
	仙北市															
	美郷町															
12	横手市消防本部	横手市	91,743	85,657	△6.63%	78,905	△13.99%	72,255	△21.24%	65,720	△28.37%	58,986	△35.71%	52,235	△43.06%	692.80
13	湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部	湯沢市	64,276	58,547	△8.91%	52,819	△17.82%	47,416	△26.23%	42,256	△34.26%	37,197	△42.13%	32,210	△49.89%	1,225.38
	羽後町															
	東成瀬村															
合計 13消防本部			1,015,057	955,838	△5.83%	885,285	△12.78%	814,295	△19.78%	744,014	△26.70%	672,617	△33.74%	601,649	△40.73%	11,615.34

※増減率は、2018年との比較による。

※潟上市の地区別の将来推計人口については、旧2018年現在の人口割合で按分している。

出典：H30消防年報（消防庁）、日本の地域別将来推計人口（H30（2018）年推計）（社会保障・人口問題研究所）、住民基本台帳人口（総務省）

4 救急出動の状況

(1) 救急出動件数の推移

単位: 件、%

項目/年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	比較 2018/2008
急 病	23,743	23,606	25,621	26,566	26,574	26,942	26,845	26,623	26,659	27,884	28,169	118.6
一般負傷	4,440	4,324	4,687	5,419	5,490	5,282	5,199	5,087	5,202	5,501	5,785	130.3
交通事故	2,752	2,743	2,790	2,875	2,789	2,731	2,727	2,676	2,777	2,658	2,569	93.4
出動総数	35,649	35,399	38,063	39,803	39,805	40,025	39,801	39,179	39,558	40,748	41,205	115.6

※比較は2008年を100とした場合
出典: 救急・救助の現況(消防庁)

(2) 搬送者数の推移及び将来推計

① 年齢階層別搬送者数

単位: 人、%

年齢階層/年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	比較 2018/2009
1歳未満	86	70	62	67	62	56	59	74	71	58	67.4
2歳～6歳	1,010	1,046	1,022	980	988	964	937	950	943	909	90.0
7歳～17歳	962	983	999	1,016	911	956	979	1,057	923	965	100.3
18歳～64歳	10,488	10,983	11,627	11,236	11,141	10,730	10,349	10,354	10,166	10,086	96.2
65歳以上	20,339	22,102	23,011	23,357	24,059	24,393	24,250	24,500	26,102	26,647	131.0
計	32,885	35,184	36,721	36,656	37,161	37,099	36,574	36,935	38,205	38,665	117.6

※比較は2009年を100とした場合
出典: 救急・救助の現況(消防庁)

② 年齢階層別搬送数の将来推計

単位: 人

年齢階層/年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	比較 2045/2018
64歳未満	11,541	10,187	9,017	7,975	6,862	5,836	48.6
65歳以上	27,266	27,199	26,385	25,129	24,065	22,695	85.2
計	38,807	37,386	35,402	33,105	30,927	28,531	73.8

※2018年の人口千人当たりの搬送者数及び人口の将来推計を元に推計。

※比較は、2018年を100とした場合

出典: 救急・救助の現況(消防庁)

5 火災発生件数

単位: 件、人

項目/年		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H20比増減率
	建物火災	278	236	235	220	237	204	199	211	191	166	166	△40.3%
	林野火災	74	46	13	16	30	34	46	34	32	19	14	△81.1%
	車両火災	43	44	27	44	38	39	29	45	32	30	39	△9.3%
	その他火災	124	97	57	56	81	72	77	83	56	51	72	△41.9%
合計		519	423	332	336	386	349	351	373	311	266	291	△43.9%
死者数		38	36	20	34	20	22	35	40	22	24	18	△52.6%

28

出典: 消防防災年報(秋田県)

6 救助出動件数

単位: 件

項目/年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
火災時における救助出動件数	83	79	74	66	81	79	63	64	74	51	71.4
火災以外の災害時における救助出動件数	617	583	623	696	708	719	639	582	622	609	639.8
合計	700	662	697	762	789	798	702	646	696	660	711.2

出典: 救急・救助の現況(消防庁)

7 市町村消防費の決算状況

単位：千円

市 町 村 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	住民一人当たり (平成29年度)
1 秋 田 市	3,232,735	3,284,714	3,332,814	3,383,834	4,346,957	3,312,817	4,337,779	5,033,449	3,842,954	3,610,512	11,603
2 能 代 市	1,269,409	1,255,306	1,216,822	1,242,735	1,434,404	1,383,497	1,645,434	1,450,803	1,355,193	1,156,430	21,878
3 横 手 市	1,616,710	1,622,958	1,528,852	1,626,749	1,675,185	1,666,955	2,246,474	1,430,615	1,505,708	1,840,611	20,585
4 大 館 市	1,101,292	1,170,207	1,088,139	1,045,412	993,066	1,976,163	1,515,707	979,773	1,036,472	1,115,803	15,457
5 男 鹿 市	905,737	909,474	895,871	939,181	874,219	899,517	940,449	954,267	871,449	879,528	32,406
6 湯 沢 市	1,187,901	1,198,938	1,195,477	1,278,294	1,192,019	1,252,701	1,891,350	1,144,602	1,248,692	1,225,772	27,347
7 鹿 角 市	696,127	750,225	730,797	774,496	707,377	855,718	758,965	726,027	727,420	720,568	23,310
8 由利本荘市	1,651,297	2,022,622	1,607,703	1,938,317	1,718,986	2,359,413	5,294,538	2,385,112	1,860,098	2,010,540	25,867
9 潟 上 市	791,543	805,967	794,151	804,669	797,038	808,123	828,184	1,074,531	1,099,557	889,404	27,338
10 大 仙 市	1,679,552	1,631,858	1,618,209	1,739,177	1,781,127	2,213,425	1,698,335	1,657,394	1,953,494	2,720,177	33,833
11 北 秋 田 市	827,989	846,576	809,005	879,888	816,477	1,605,459	1,016,631	836,782	829,394	1,079,505	33,828
12 に か ほ 市	668,196	1,021,492	791,940	933,061	1,002,136	1,009,996	662,363	549,431	552,887	560,053	22,905
13 仙 北 市	663,509	716,528	663,256	695,090	796,033	883,518	684,858	741,715	899,248	1,087,244	41,134
14 小 坂 町	166,288	193,515	175,879	180,196	171,887	208,740	196,291	204,386	175,650	166,261	32,741
15 上小阿仁村	126,163	133,398	122,516	165,317	138,898	200,932	146,835	160,850	115,416	123,925	55,250
16 藤 里 町	168,738	179,862	184,391	148,404	142,205	170,208	266,084	312,459	142,311	134,452	41,938
17 三 種 町	511,041	544,326	530,128	554,964	507,114	499,807	612,331	633,195	774,769	759,641	46,498
18 八 峰 町	289,873	368,377	264,308	307,419	426,932	390,931	329,074	343,506	278,398	272,685	38,983
19 五 城 目 町	239,856	248,296	242,852	243,022	220,675	363,900	603,351	805,823	293,451	343,839	38,090
20 八 郎 潟 町	149,166	154,859	170,260	150,686	151,639	149,307	157,292	152,930	180,006	174,806	29,714
21 井 川 町	148,243	141,338	140,472	134,647	196,493	130,933	145,949	141,795	151,419	146,716	30,649
22 大 潟 村	140,391	140,621	139,779	146,528	142,258	143,090	376,972	340,704	153,364	151,526	49,357
23 美 郷 町	516,180	684,014	528,904	645,639	459,241	567,312	518,577	481,580	582,209	793,497	40,565
24 羽 後 町	322,910	327,451	376,189	352,870	331,034	305,914	512,517	305,213	309,927	316,041	21,554
25 東 成 瀬 村	129,413	166,179	143,218	219,462	146,529	268,662	276,760	133,712	145,192	199,531	77,942
合 計	19,200,259	20,519,101	19,291,932	20,530,057	21,169,929	23,627,038	27,663,100	22,980,654	21,084,678	22,479,067	22,583
歳出合計に占める 消防費割合	4.5%	4.5%	4.1%	4.4%	4.4%	4.9%	5.3%	5.1%	4.5%	4.6%	

出典：市町村別決算状況調（総務省）、秋田県の人口と世帯（秋田県）

8 市町村基準財政需要額(消防費)の状況

単位:千円

市町村名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	秋 田 市	3,479,347	3,543,318	3,488,886	3,522,300	3,483,044	3,472,343
2	能 代 市	762,328	794,503	772,050	788,525	789,757	787,904
3	横 手 市	1,145,782	1,303,839	1,379,628	1,513,771	1,508,561	1,497,103
4	大 館 市	991,178	1,040,176	1,033,170	1,071,195	1,069,511	1,066,166
5	男 鹿 市	604,027	625,116	591,996	602,482	601,838	600,878
6	湯 沢 市	724,987	775,700	773,881	813,261	811,159	808,526
7	鹿 角 市	568,333	573,407	550,254	549,564	549,564	549,564
8	由 利 本 荘 市	1,083,432	1,214,456	1,273,623	1,383,662	1,381,854	1,372,826
9	潟 上 市	488,365	522,297	535,948	563,000	561,508	561,135
10	大 仙 市	1,073,038	1,212,332	1,277,668	1,398,499	1,393,821	1,383,527
11	北 秋 田 市	608,854	654,993	655,999	687,786	686,283	685,164
12	に か ほ 市	434,661	467,809	463,402	488,759	487,041	485,041
13	仙 北 市	537,802	571,339	570,853	594,335	592,470	591,227
14	小 坂 町	149,106	150,437	140,775	139,905	139,905	139,126
15	上 小 阿 仁 村	90,317	90,909	83,756	81,733	81,733	81,145
16	藤 里 町	122,013	122,752	111,395	109,316	109,282	108,514
17	三 種 町	325,786	353,227	353,905	376,121	375,160	372,256
18	八 峰 町	191,498	202,858	195,965	202,925	201,773	200,281
19	五 城 目 町	220,013	222,813	206,451	205,739	206,169	205,197
20	八 郎 潟 町	131,667	133,216	126,323	126,967	126,967	126,278
21	井 川 町	122,181	123,464	117,328	117,983	117,983	117,362
22	大 潟 村	96,410	97,056	95,282	94,536	94,638	94,005
23	美 郷 町	349,070	378,889	384,539	408,122	406,744	403,772
24	羽 後 町	298,469	302,456	286,523	286,489	287,178	285,800
25	東 成 瀬 村	90,518	91,101	84,592	83,225	83,225	82,637
	合 計	14,689,182	15,568,463	15,554,192	16,210,200	16,147,168	16,077,777

出典:市町村別決算状況調(総務省)

9 秋田県消防広域化検討会 委員名簿

団体名	職	氏 名
学識経験者	一般社団法人秋田県医師会常任理事	鈴木 明文
消防団体関係者	秋田県消防長会会長	工藤 琢磨
	一般財団法人秋田県消防協会	高橋 正尚
市町村	鹿角市長	児玉 一
	小坂町長	細越 満
	大館市長	福原 淳嗣
	北秋田市長	津谷 永光
	上小阿仁村長	中田 吉穂
	能代市長	齊藤 滋宣
	藤里町長	佐々木 文明
	三種町長	田川 政幸
	八峰町長	森田 新一郎
	男鹿市長	菅原 広二
	大潟村長	高橋 浩人
	潟上市長	藤原 一成
	八郎潟町長	畠山 菊夫
	井川町長	齋藤 多聞
	五城目町長	渡邊 彦兵衛
	秋田市長	穂積 志
	由利本荘市長	長谷部 誠
	にかほ市長	市川 雄次
	大仙市長	老松 博行
	仙北市長	門脇 光浩
	美郷町長	松田 知己
	横手市長	高橋 大
	湯沢市長	鈴木 俊夫
	羽後町長	安藤 豊
	東成瀬村長	佐々木 哲男
県	秋田県総務部危機管理監	渡辺 雅人
	29名	

10 秋田県消防広域化検討会 幹事会名簿

団体名	職	氏 名
学識経験者	一般社団法人秋田県医師会常任理事	鈴木 明文
消防団体関係者	一般財団法人秋田県消防協会事務局長	佐藤 功
市町村	鹿角市総務部次長兼総務課長	大里 豊
	小坂町総務課長	山崎 明
	大館市総務部総務課長	工藤 仁
	北秋田市総務部総務課長	松橋 みどり
	上小阿仁村住民福祉課長	齊藤 幹雄
	能代市総務部次長	畠中 徹
	三種町町民生活課長	荒川 浩幸
	八峰町総務課防災まちづくり室長	内山 直光
	藤里町生活環境課長	村岡 徳一
	秋田市総務部総務課長	井筒 渉
	男鹿市総務企画部総務課危機管理室長	沼田 弘史
	潟上市総務部総務課長	千葉 秀樹
	五城目町総務課長	伊藤 敏和
	八郎潟町町民課長	小柳 鉄秀
	井川町町民生活課長	伊藤 一彦
	大潟村住民生活課長	加島 薫
	由利本荘市総務部行政改革推進課長	高橋 重保
	にかほ市総務部防災課長	原田 浩一
	大仙市総務部総合防災課長	佐藤 大
	仙北市総務部総務課長	藤村 幸子
	美郷町住民生活課長	高橋 久也
	横手市総務企画部危機管理課長	長瀬 肇
	湯沢市総務部総務課長	高橋 保
	羽後町生活環境課長	柴田 春樹
	東成瀬村民生課長	菊地 茂樹
消防本部	秋田市消防本部消防長	工藤 琢磨
	横手市消防本部消防長	菅谷 和明
	大館市消防本部消防長	畠山 一則
	由利本荘市消防本部消防長	佐藤 剛
	北秋田市消防本部消防長	長岐 篤市
	にかほ市消防本部消防長	加藤 十二
	五城目町消防本部消防長	長谷川 誠
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長	杉山 暁人
	能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長	佐藤 浩司
	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長	佐藤 広樹
	鹿角広域行政組合消防本部消防長	奈良 巧一
	男鹿地区消防一部事務組合消防本部消防長	大場 直樹
	湖東地区行政一部事務組合消防本部消防長	高橋 敏明
県	秋田県企画振興部市町村課長	村田 詠吾
	秋田県健康福祉部医務薬事課長	石川 修
	秋田県総務部総合防災課長	佐藤 和彦
	4 3 名	

11 秋田県消防広域化検討会・幹事会開催状況

(1) 秋田県消防広域化検討会

開催日	開催場所	内 容
令和元年 9月5日	秋田県庁正庁	第1回秋田県消防広域化検討会 (1) これまでの経緯及び秋田県消防広域化推進計画再策定の進め方等について (2) 秋田県消防広域化推進計画策定の考え方について
令和2年1月21日	秋田県庁正庁	第2回秋田県消防広域化検討会 (1) 秋田県消防広域化推進計画(素案)について (2) 今後のスケジュールについて
新型コロナウイルス感染症の影響により 書面開催 (令和2年5月18日付け通知)		第3回秋田県消防広域化検討会 秋田県消防広域化推進計画(案)について

(2) 秋田県消防広域化検討会幹事会

開催日	開催場所	内 容
令和元年8月6日	秋田県庁災害対策本部室	第1回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化検討会幹事会について (2) 秋田県消防広域化推進計画の再策定について (3) 秋田県消防広域化検討会の設置について (4) 秋田県消防広域化推進計画策定の考え方について
令和元年10月16日	秋田県庁災害対策本部室	第2回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化推進計画(素案)について
令和元年12月24日	秋田県庁災害対策本部室	第3回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化推進計画(素案)について

12 市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成十八年七月十二日

消防庁告示第三十三号

最終改正 平成三十年三月三十日消防庁告示第八号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となり、平成二十五年に改正された本指針の新たな推進期限としていた平成三十年四月一日には更に五十六本部が減少し、消防本部数は七百二十八本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、平成二十七年四月一日現在、消防職員については七十七・四％、消防水利については七十三・六％にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・〇％である一方、小規模消防本部においては、六十六・一％にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

さらに、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。加えて、近年の東日本大震災での教訓や自然災害の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要である。以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成三十年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部につい

ては、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成十八年以降の十年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要がある。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

（1）消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

（2）広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

（3）都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

（4）相談体制の確保充実

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

（5）財政措置

① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対

象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）であって、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成四十年四月一日までに完了するもの。（iii）において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる

(iv) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

(v) 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成三十五年四月一日までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vii) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

② 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力をを行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力をを行う市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に対して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

(i) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、平成三十六年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画等

平成三十年度中を目途として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策定を行うよう努めること。

(2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、平成三十六年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間における、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。

また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、4に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、4に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

(2) 配慮及び留意すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

(2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である平成三十六年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重

点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

- (i) 特定小規模消防本部
- (ii) 非常備市町村
- (iii) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更

(2) 及び (3) は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うことが必要である。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

(3) 高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討する必要がある。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれ

ば、原則、全県一区とする必要がある。また、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあっては、上記のような高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましい。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

（１）組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

（２）事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一团を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

13 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

2 消防の連携・協力の推進

（1）消防の連携・協力の必要性等

（ア）必要性と効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- ・消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。）

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- ・職員間のつながり、意識の共有
- ・広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

（イ）連携・協力を進める上で留意すべき事項

- ・消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- ・消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- ・複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図るこ

と。

- ・住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながることはないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- ・連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法
- ・連携・協力をを行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということ十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きいことから、市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力をを行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- ・連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- ・連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。
- ・本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。
- ・本指針に基づく共同化に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の（ア）～（カ）のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的な積極的な検討が必要となる。

（ア）指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

（イ）消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

（ウ）境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

（エ）高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

（オ）専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

（カ）応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事ができる。

※ なお、上の（ア）～（カ）に係る地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例については、参考資料を参照すること。

第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・協力の実施に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

(1) 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・消防需要の現況と将来予測
- ・消防力の現況と将来予測
- ・財政の現況と将来予測
- ・組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

(2) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

(1) の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

(3) 連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

(4) 実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の(1)から(6)までの事項が明確になるよう計画に定める。

(1) 連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

(2) 連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

(3) 連携・協力を行う方法

(1) で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

(4) 連携・協用に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

(5) 連携・協用に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

(6) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

3 連携・協力を行う消防事務と それ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施に当たって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例

	地方自治法(昭和22年法律第67号)						消防 組織法 (昭和22年 法律第226号)
	連携協約 第252条の2	協議会 第252条の2の2	機関等の共同設置 (内部組織の共同設置) 第252条の7	事務委託 第252条の14	事務の代替 執行 第252条の16の2	職員の派遣 第252条の17	相互応援協定 第39条第2項
(ア) 指令の共同運用	○	○	○	○	○		
(イ) 消防用車両の共同 整備	○			○	○		
(ウ) 境界付近における消 防署所の共同設置	○		○	○	○		
(エ) 高度・専門的な違反 処理や特殊な火災原 因調査等の予防業 務における消防の連 携・協力		○			○	○	○
(オ) 専門的な人材育成の 推進	○	○		○		○	○
(カ) 応援計画の見直し等 による消防力の強化							○

「○」：活用が想定される主な手法



©2015 秋田県んだっち

秋 田 県 総 務 部 総 合 防 災 課

〒010-8570 秋田市山王四丁目一番一号

018(860)4565